

平成29年度碧南市地域防災計画の修正要旨

1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、市町村防災計画の修正は市町村防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第16条）

2 修正の概要

(1) 碧南市地震対策減災計画に定められている新たな取り組み、枠組みの反映

昨年度策定した碧南市地震対策減災計画（行動項目一覧）を地域防災計画に取り込むため、必要な修正を行う。具体的には、碧南市地震対策減災計画の行動項目一覧に記載されている内容を精査し、地域防災計画に該当する箇所と照らし合わせ、齟齬及び不備の有無を確認する。確認の結果、齟齬が生じている場合は、地域防災計画の本文を修正する。

なお、行動項目に記載されている具体的な活動内容は地域防災計画本文には記載せず、計画本文中に【碧南市地震対策減災計画を参照】との文言を必要に応じて記載する。

(2) 碧南市地震時応急復旧計画及び碧南市洪水時応急復旧計画に定められている新たな取り組み、枠組みの反映

昨年度改訂した碧南市地震時応急復旧計画及び碧南市洪水時応急復旧計画に基づき、必要な修正を行う。具体的には、各応急復旧計画に記載されている内容を精査し、地域防災計画に該当する箇所と照らし合わせ、齟齬及び不備の有無を確認する。確認の結果、齟齬が生じている場合は、地域防災計画の本文を修正する。

なお、行動項目に記載されている具体的な活動内容は地域防災計画本文には記載せず、計画本文中に【碧南市●●応急復旧計画を参照】との文言を必要に応じて記載する。

(3) 愛知県の地域防災計画修正の反映

県の地域防災計画の修正に伴い、必要な修正を行った。

- ・平成28年熊本地震の課題検証報告をふまえた修正
- ・愛知県の取り組みに係る修正
- ・国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正

(4) 今年度新たに締結された災害時応援協定に関する事項

前回修正以降に、新たに協定を締結した災害時応援協定に関して、締結内容を踏まえ、必要な修正を行った。

新たな災害時応援協定は以下の通り。

- ・災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書
(碧南市災害復旧協議会 平成29年3月10日) *以前の協定更新版
- ・災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書
(愛知県行政書士会 碧海市部 平成29年2月10日)
- ・災害時橋梁緊急点検の協力に関する協定書
(西三河測量設計研究会 平成29年2月24日)

(5) 碧南市各部局における活動の反映等

碧南市の各部局における活動内容及び検討内容を反映し、必要な修正を行った。

- ・碧南市職員非常配備体制表(平成29年4月更新)に基づく、非常配備体制の修正、変更及び碧南市組織名称の変更
- ・碧南市業務継続計画－BCP－(平成29年4月策定)に基づく、意思決定者の代行順位、職員の参集体制、代替庁舎の選定、電気・水・食料・通信手段等の確保に関する事項の修正・変更
- ・碧南市における地震及び水害発生時の被害想定の更新
- ・「避難所」「避難場所」の文言を整理・統一
- ・担当部局の変更、事業の終了、各部局からの意見収集及び修正結果の反映
- ・現行計画における不整合の修正、風水害編との整合、体裁の修正
- ・矢作川河口(川口町)における防災拠点の整備を記載

(6) その他各関係機関における活動・取組みの反映

碧南市及び愛知県以外の関係機関からの通達がある場合、通達内容を確認し、必要な修正を行った。

- ・中部地方整備局豊橋河川事務所における「矢作川の減災に係る取り組み方針の記載」に基づき、通達内容を地域防災計画本文中に追加
- ・名古屋地方気象台における「指定河川洪水予報発表時における一般洪水警報の基準変更」に基づき、気象庁HP、警報・注意報発表基準一覧表(愛知県)のページから、碧南市の「警報・注意報発表基準一覧表」にある、「指定河川洪水予報による基準」を確認、修正した